

財 関 第 3 6 8 号
平成 21 年 3 月 31 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 藤 岡 博

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 14 号）の一部の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 21 年 4 月 1 日（下記第 8 から第 13 までは平成 21 年 7 月 1 日）から実施することとし、このうち、関税法第 67 条の 13 第 1 項（製造者の認定）の認定を受けるための申請については、同年 4 月 1 日より関税定率法等の一部を改正する法律附則第 2 条（関税法の一部改正に伴う準備行為）の規定に基づき取り扱うこととしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

（ 税関様式の一部改正 ）

- 1．税関様式C第1000号を別紙4-1のように、C第1000号-2を別紙4-2のように、C第1000号-3を別紙4-3のように、C第1000号-6を別紙4-4のように、C第1000号-7を別紙4-5のように、C第1005号を別紙4-6のようにそれぞれ改め、C第1090号の次にC第1095号として別紙4-7のように加える。
 - 2．税関様式C第3335号を別紙4-8のように、C第5080号を別紙4-9のように、C第5081号を別紙4-10のように、C第5250号を別紙4-11のように、C第5320号を別紙4-12のように、C第5610号を別紙4-13のように、C第5612号を別紙4-14のように、C第5614号を別紙4-15のようにそれぞれ改め、C第5636号の次にC第5639号として別紙4-16のように加える。
 - 3．税関様式C第5810号を別紙4-17のように、C第5811号を別紙4-18のように、C第5812号を別紙4-19のように、C第5813号を別紙4-20のように、C第5814号を別紙4-21のように、C第5815号を別紙4-22のように、C第5819号を別紙4-23のように、C第5820号を別紙4-24のようにそれぞれ改め、C第5838号の次にC第5839号として別紙4-25のように加える。
- (記載要領及び留意事項の一部改正)
- 別紙4-26「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財関第351号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 通関業法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 10 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

- 1 . 税関様式 C 第 9000 号を別紙 10 - 1 のように、C 第 9010 号を別紙 10 - 2 のようにそれぞれ改め、C 第 9011 号から C 第 9014 号まで及び C 第 9020 号から C 第 9024 号までを削り、C 第 9010 号の次に別紙 10 - 3 から別紙 10 - 13 のようにそれぞれ加える。
- 2 . 税関様式 C 第 9030 号を別紙 10 - 14 のように、C 第 9040 号を別紙 10 - 15 のように、C 第 9050 号を別紙 10 - 16 のように、C 第 9060 号を別紙 10 - 17 のように、C 第 9070 号を別紙 10 - 18 のように、C 第 9080 号を別紙 10 - 19 のように改める。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 10 - 20 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 11 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 11 年 10 月 7 日蔵関第 801 号）の一部を次のように改正する。

別紙 11 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 12 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日蔵関第 781 号）の一部を次のように改正する。

別紙 12 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 13 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）の一部を次のように改正する。

別紙 13 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。